

～ 自主防災組織の設立に向けて ～



1	自主防災組織とは	1 ページ
2	なぜ自主防災組織が必要なのか?	1 ページ
3	自主防災組織の結成方法	1 ページ
4	市からの補助制度	4 ページ
5	自主防災組織リーダー養成指導員派遣制度 ..	5 ページ
(例)	自主防災組織 規約	6 ページ
(例)	自主防災組織 防災計画	8 ページ
(例)	自主防災組織 役員名簿	13 ページ
(例)	自主防災組織 組織図	14 ページ
(例)	自主防災組織 区域図	15 ページ

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

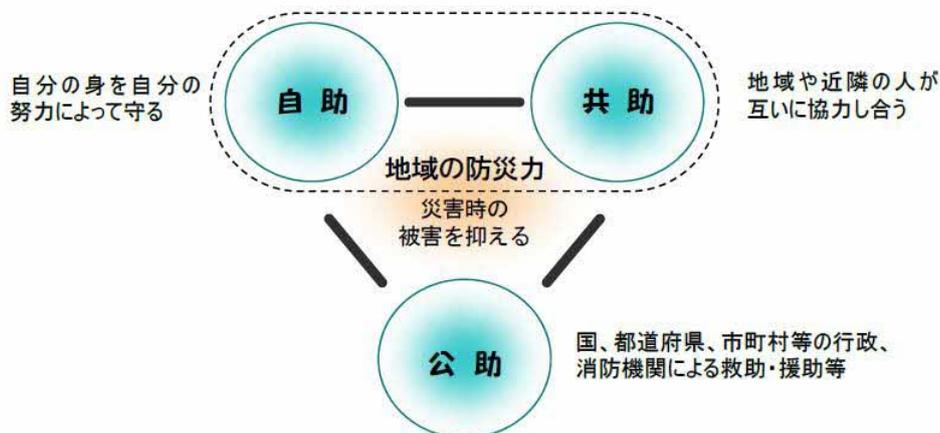
2 なぜ自主防災組織が必要なの？

災害が発生した場合、行政をはじめ消防などの防災関係機関は、被害を最小限にとどめるため、総力をあげて防災活動に取り組みます（公助）。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの地震による被害は、火災をはじめ、道路の寸断、建物の倒壊、断水や電力供給の停止などが同時に多発し、防災関係機関のみの活動では対処しきれないことが予想されます。

そのため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要となります。

この共助の要となるのが、自主防災組織であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、災害による被害の軽減を図ることができます。



3 自主防災組織の結成方法

(1) 町内会・自治会の役員等で話し合います

地域で防災活動を行うに当たり、機能的で実践的な組織とするため、また、無理せず継続的に活動するためにも、自治会等をベースとして結成することが一般的です。

まずは、自治会等の役員で自主防災組織の必要性について意見交換を行い、どのタイプの組織が地域の実情に即しているか話し合います。

《自主防災組織のタイプ》

①重複型

町内会・自治会の代表者や役員が、自主防災組織の代表者や役員を兼任します。

町内会等の活動と一体的に防災活動を行えるメリットがある反面、代表者や役員
の負担が増えることや、専門性を高めることが難しいといった側面があります。

②下部組織型

町内会・自治会の一部門として自主防災部門を設置し、独自の代表者と役員を
配置します。

町内会等の財源を活用しながら、防災活動に専念して活動できるというメリッ
トがありますが、独自の代表者等を配置する分、人材も必要となります。

③別組織型

町内会・自治会が、商店会や他の町内会等の組織と連携しながら、町内会とは
別に自主防災組織を結成します。

町内会等の範囲に限定されず、連携先の技能や活力との相乗効果を期待でき
るとともに、専門性を高めることができますが、財源の確保が難しい場合があり
ます。

(2) 活動班を編成します

組織の編成に当たっては、災害時に機能的に行動できるように、まず活動班を
編成し、活動班ごとに班長を定めます。

活動内容や必要人数などは地域の実情に応じて、また訓練の成果・反省を通じ
て決めます。しかし、この構成を固定したものとしないうで、臨機応変に運用する
ことも大切です。

《組織の基本的な班編成（例）》

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

(3) 規約を作成します ※標準例参照

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約を作成しておくことが重要です。

《規約作成の留意点》

- ①自主防災組織を設けるに当たり、町内会等の一つの部門として設ける場合は、町内会等の規約を改正すれば足りませんが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要があります。
- ②規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の作成等について定めます。

(4) 防災計画を策定します ※標準例参照

防災計画の策定に当たっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどのように活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、避難行動要支援者が多い等、地域の実情を踏まえた上で、防災計画に反映することが重要です。

《防災計画に盛り込むべき主な項目》

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難及び避難所運営	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	避難行動要支援者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

(5) 市へ設立届を提出します

自主防災組織が結成できたら、必要書類（規約、役員名簿、組織図、区域図 ※標準例参照）を添付した設立届を市へ提出します。

久喜地区の場合は危機管理課まで、菖蒲・栗橋・鷲宮地区の場合は、各行政センター防災担当への提出となります。

なお、市からの設立承認通知等はありません。

4 市からの補助制度

久喜市では、自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付しています。補助金の交付は、久喜市自主防災組織補助金交付要綱に基づき行っており、申請手続きが必要となります。

《補助金対象事業》

補助対象	補助の内容	補助金額
自主防災組織の設立	区または複数の区若しくは自治会等を単位として防災対策を行う組織を設立する際に係る経費に対する補助	世帯割額（世帯数×50円）に均等割額10,000円を加えた額と実支出額とを比較して少ない方の額
防災資機材等の購入	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な資機材の購入に係る経費に対する補助	購入金額の2分の1以内の額 限度額 補助初年度 300,000円 （自治会等を単位として設立した組織は世帯数を基準に按分する） 次年度以降 50,000円
防災訓練の実施	自主防災組織が防災訓練を行う上で必要な経費に対する補助	世帯割額（世帯数×50円）に均等割額20,000円を加えて得た額と防災訓練に係る経費の実支出額とを比較して少ない方の額
啓発事業等の参加、実施	自主防災組織が啓発事業等に参加・実施する上で必要な経費に対する補助	1組織15,000円を限度額とし、実支出額と比較して少ない方の額 ※飲食に要する経費は対象外

(算出例) ※100円未満の端数が生じた場合は切捨て

①自主防災組織の設立

100世帯の組織で、実支出額が10,000円だった場合
 $100\text{世帯} \times 50\text{円} + 10,000\text{円} = 15,000\text{円}$
 $15,000$ (算出) $>$ $10,000$ (実支出額)
となるので、補助金額は10,000円となります。

②防災資機材等の購入

例1：初年度の場合で資機材等購入金額が300,000円の場合
 $300,000\text{円} \times 1/2 = 150,000\text{円}$
したがって、補助金額は150,000円となります。

例2：初年度の場合で資機材等購入金額が300,000円の場合
(300世帯の区の中で、120世帯の自治会が設立した組織)
世帯数を基準に按分する： $120/300 = 2/5$
 $300,000\text{円} \times 2/5 \times 1/2 = 60,000\text{円}$
したがって、補助金額は60,000円となります。

例3：初年度の場合で資機材等購入金額が600,000円の場合
 $600,000\text{円} \times 1/2 = 300,000\text{円}$
したがって補助金額は300,000円となります。

※初年度に限度額の300,000円の補助金の交付を受けるためには、600,000円の資機材等の購入が必要になりますが、300,000円は自主防災組織の負担となります。

また、次年度以降は100,000円の資機材等購入で50,000円の上限額が補助金となります。

③防災訓練の実施

① の設立補助金の算出方法と同様 (均等割り額が異なるので注意)。
本補助金による助成を受けるためには、3種目以上の個別訓練の実施が必要です。

④啓発事業等の参加、実施

実支出額が10,000円だった場合
 $15,000$ (限度額) $>$ $10,000$ (実支出額)
となるので、補助金額は10,000円となります。
※飲食に要する経費は補助対象外となります。

5 自主防災組織リーダー養成指導員派遣制度

埼玉県では、各自主防災組織において、リーダーとなる人材を育成するため、市町村から推薦された地域の自主防災組織で活躍されている方に研修を行い、指導員として認定しています。

認定された指導員は、各自主防災組織が実施するDIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）などの参加者体験訓練、「イツモ防災講座」の講師として指導を行います。

市から県への派遣申請までに時間がかかる場合がありますので（2週間～1ヶ月程度）、本制度を活用する場合は、危機管理課または各行政センター防災担当まで、お早めにご相談ください。

※講師への謝金については、各組織の負担となります。

《指導員による指導可能項目》

- DIG（災害図上訓練）
- HUG（避難所運営ゲーム）
- 避難所開設・運営
- 初期消火
- 避難、安否確認
- 救護、搬送
- 炊き出し
- 建物等からの救出
- 防災講話等
- イツモ防災講座（イツモ防災インストラクターの派遣）

※全ての指導員が、上記の項目全てを指導できるわけではありませんので、希望される指導項目によっては、指導員を派遣することが難しい場合があります。

自主防災組織 規約（例）

～本規約は一例ですので、適宜内容を変更してください～

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の本務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

自主防災組織 防災計画（例）

～本計画は一例ですので、適宜内容を変更してください～

〇〇自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【※別紙 組織の基本的な班編成（例）参照】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ① 防災組織及び防災計画に関すること。
 - ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
 - ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
 - ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
 - ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布

② 座談会、講演会、映画会等の開催

③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

① 危険地域、区域等

② 地域の防災施設、設備

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

① 市町村地域防災計画

② 座談会、講演会、研修会等の開催

③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 救出・救護訓練

④ 避難訓練

⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、○ 以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

【※久喜市自主防災補助金交付要綱による訓練補助金の交付条件は3以上の訓練が必要となります。】

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火資機材の整備状況

④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水そう付近への配備

② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療

機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 〇〇市〇〇病院
- ② 〇〇市〇〇診療所
- ③ 〇〇市〇〇保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

〇〇市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① 〇通り、ただし〇通りが通行不能の場合は△通り
- ② 〇〇公園又は〇〇学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、〇〇市区町村役場の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

自主防災組織 役員名簿（例）

～本役員名簿は一例ですので、適宜内容を変更してください～

〇〇自主防災組織 役員名簿

〇〇自主防災組織規約第◇条に定める役員は、次のとおりとする。	
1 会長（1名）	A（下記〇〇自治会長が兼務する。）
2 副会長（2名）	B、C（自治会副会長が兼務する。）
3 班長（6名）	①連絡・通報班、②避難誘導班、③初期消火班、④救出救護班、 ⑤給食給水班、⑥要救護者・高齢者救護支援班
4 会計（2名）	D、E（自治会会計が兼務する。）
5 監事（2名）	F、G（自治会監事が兼務する。）

〇〇年度 〇〇自治会役員構成

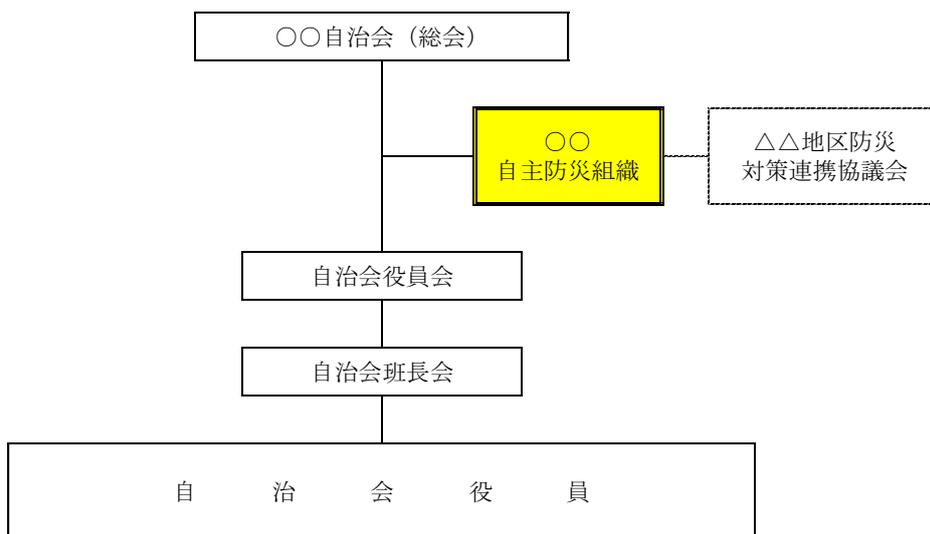
	職名	氏名	電話	職名	氏名	電話
役員	自治会長（○区長）	A		自治会館事務局		
	副会長（□区長）	B		自治会館会計		
	副会長（△区長）	C		自治会館監事		
	事務局			〃		
	〃			顧問		
	〃			〃		
	会計	D		〃		
	〃	E		参与 農業委員		
	理事			〃 民児委員		
	〃			〃 公民館運営委		
	〃			〃 〃		
	〃					
	〃					
	監事	F				
	〃	G				
班長	(■区)					
	第1班			第1 1班		
	第2班			第1 2班		
	第3班			第1 3班		
	第4班			第1 4班		
	第5班			第1 5班		
	第6班			第1 6班		
	第7班			第1 7班		
	第8班			第1 8班		
	第9班			第1 9班		
	第1 0班			第2 0班		
	(▲区)					
	第1班			第5班		
	第2班			第6班		
	第3班			第7班		
第4班			第8班			

自主防災組織図 組織図（例）

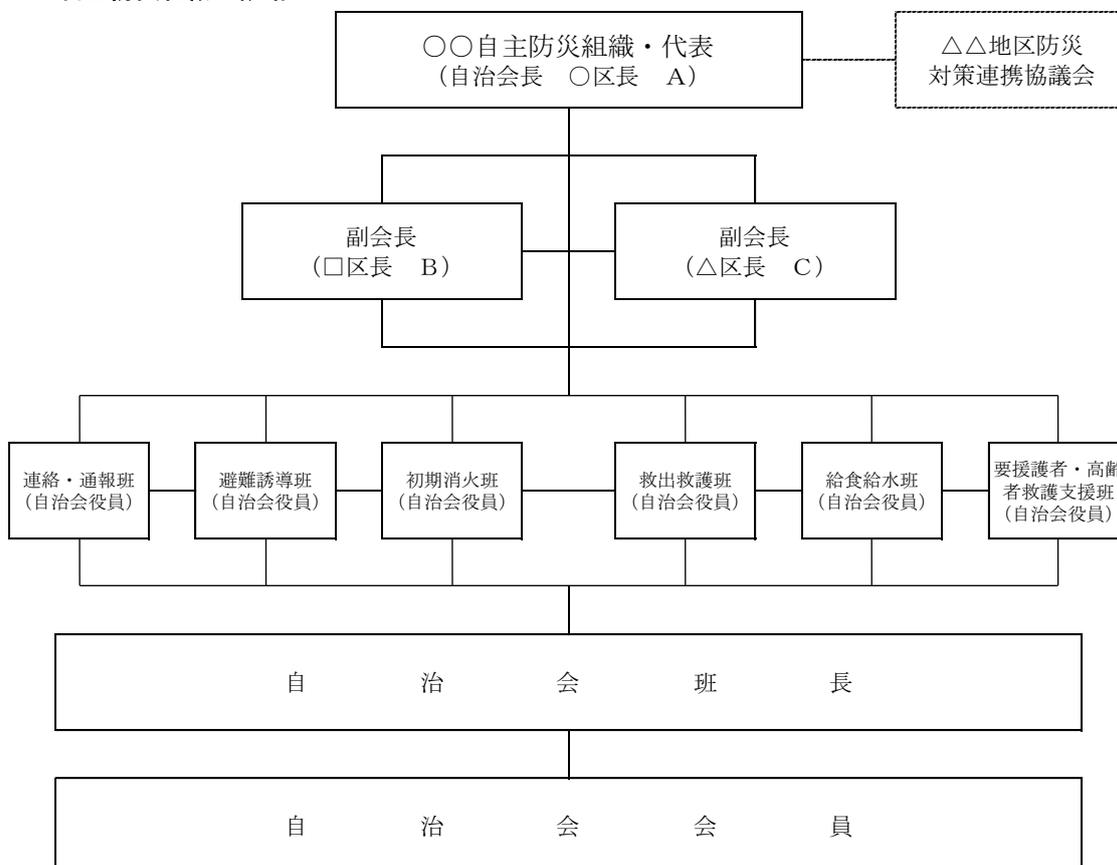
～本組織図は一例ですので、適宜内容を変更してください～

〇〇自主防災組織 組織図

1 自主防災組織の位置付けイメージ



2 自主防災組織の概略



自主防災組織 区域図（例）



※組織の区域全体がわかるよう、地図にマーキングするなどして示してください。